

令和5年9月15日

一関信用金庫

## インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応に関するお知らせ

令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当金庫においては、適格請求書発行事業者として登録が完了しておりますので、下記のとおり登録番号をご案内いたしますとともに、インボイス制度への対応についてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

**T1400505000131**

上記登録番号は、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」からもご確認いただけます。

#### 2. インボイス制度に関する対応

(1) 当金庫では、インボイス制度の対象となる課税取引について、同制度の要件を満たした請求書や領収書等を発行するよう対応を進めております。

同制度開始以降は、営業店窓口等でお支払いいただいた各種手数料につきまして、インボイスの要件を満たした領収書、受取書を発行いたします。

(2) 営業店窓口には備付けの両替票、振込依頼書等は、現在、改定作業を進めております。インボイス制度開始以降は、改定後の両替票、振込依頼書等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

以上

《お問い合わせ先》

一関信用金庫 総合企画部 経理課

TEL 0191-23-6111（代表）